

- 内閣による復興に関する行政各部の施策の統一保持を、内閣官房とともに助ける
- 復興大臣が内閣総理大臣を助ける

内閣・内閣総理大臣

改正が必要となる法律：
国家行政組織法、各省設置法 等

内閣補助事務

復興庁

↑

<復興のための施策>

(復興庁設置法第4条第1項)

- 基本的な方針に関する総合調整等
- 実施の推進・総合調整等

(注)内閣が行政各部を統轄する際、これを助けるために行う事務

内閣の重要課題(範囲の限定なし)について**機動的・弾力的**に総合調整(基本方針の策定等)を行う。

<内閣法第12条第2項> ● 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する総合調整
● 行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整 等

「総合調整」：行政各部の統一保持を図るために行う調整 (内閣官房、内閣府共通)

- 内閣及び内閣官房(及び内閣府)を助ける
- 各省大臣が内閣総理大臣を助ける

● 内閣を助ける

● 内閣及び内閣官房を助ける
● 官房長官及び特命担当大臣が内閣総理大臣を助ける

内閣府

内閣の重要課題のうち**特定の事項**について**恒常的・専門的**に総合調整を行う。

<内閣府設置法第4条第1項>
● 行政各部の施策の統一を図るために必要となる**特定の事項**(※)についての総合調整 (※)経済財政、科学技術、防災、男女共同参画など

<内閣府設置法第4条第2項>
● **特定の事項**(※)について閣議決定(注)で定める方針に基づき行う総合調整 (※)少子化・高齢化、障害者など

内閣の重要課題のうち**特定の事項**について、**最も関係の深い省**が**閣議決定(注)で定める方針に基づき**総合調整を行う。

(注) 社会経済情勢の変化に対応できるよう、事項は閣議決定で定める(内閣官房が発議)

分担管理事務

- ・予算の一括計上
- ・復興特区の認定
- ・一括交付金の配分 等

(復興庁設置法第4条第2項)

(注)内閣の統轄の下、各大臣が分担して管理する個々の行政事務

各省

A省 B省 C省 D省 E省 ...

「調整」：分担管理する任務達成のために各省が相互に行う調整

(外局)

金融庁 消費者庁 国家公安委員会 公正取引委員会

(本府)

- ・栄典
- ・政府広報
- ・PKO 等

(内閣府設置法第4条第3項)

政策調整機能関係条文・閣議決定

内閣官房の総合調整

<内閣法>

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
 - 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六～十四 (略)

3 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

4 (略)

内閣府の総合調整

<内閣府設置法>

第二条 内閣に、内閣府を置く。

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 (略)

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一～十八 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の保護、自殺対策の推進並びに子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二 (略)

各省の調整

<国家行政組織法>

第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの(以下「国の行政機関」という。)の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

第二条 (略)

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにならなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

調整省の指定を通じた総合調整

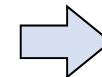
上記の他、閣議決定により、内閣官房・内閣府が調整省を指定し、調整省による府省間相互の政策調整を通じて総合調整を行う仕組みも規定されている。

<「運用指針」2.(6)>

- ① 内閣官房及び内閣府は、…必要に応じ、一又は複数の府省を調整省として指定し、総合調整において必要な関係府省間相互の政策調整の取りまとめを行わせることができるものとする。
- ② 内閣官房及び内閣府は、その指定する調整省が取りまとめを行う府省間相互の政策調整…について、調整省及び関係府省に対し、以下の事項をできる限り具体的に示すものとする。
イ. 政府全体としての政策の方針

<現状>

調整省には調整事務のみを行わせるものであり、また、調整省と内閣総理大臣との関係等も不明確なことから、これまで活用されていない。



「政策調整システムの運用指針(平成12年5月閣議決定)」
右記条項に基づく政策調整に関する手続を規定